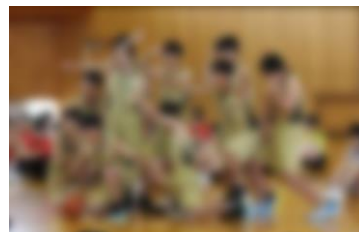
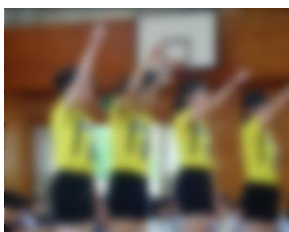




今年は例年より 2 週間ほど遅い梅雨入りでした。夏の日差しを感じる日もあり、熱中症も心配です。そんななか生徒たちは体調管理をしながら、テストや部活動に頑張っています。いよいよ夏休みまで 3 週間足らずです。蒸し暑さは続きますが徐々に身体を慣らしていきましょう。

3 年生激励会！

3年生にとって最後の大会である中体連やコンクールが、6月15日から始まりました。3年生を応援するために、1、2年生の有志が応援団を結成し、エールを贈りました。3年生も、後輩たちからのエールに応え、決意表明を行いました。1、2年生の力強い応援とそれに応える3年生の堂々とした決意表明に中体連での各部活動の活躍が一層楽しみとなりました。また、部活動が終わっても、次の目標に向けて頑張る3年生の姿にも期待がもてました。中学校生活最後の夏、後輩の想いを胸に最後まであきらめず、悔いの無いように戦ってほしいと思います。**頑張れ！！大淵中！！**



夏の交通安全県民運動

7 月 11 日(木)～20 日(土)まで夏の交通安全県民運動が行われます。本年度は「安全をつなげて広げて 事故ゼロへ」のスローガンのもと、市民一人一人が、安全を第一に考え、交通ルールの遵守と交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止を図るのが目的です。大淵中学校でも、PTA 理事会でスマートフォンを見ながら自転車に乗っている様子や登下校の交通マナーについて話題になりました。大淵中生に事故を起こしてほしくないという地域の方の優しい思いを実感するとともに、見守っていただいていることに感謝です。日ごろの交通ルールへの意識を見直す良い機会にしましょう。

交通安全

「交通安全クイズ」

やってみよう！

第 1 問 「自転車で車道を走るときはどこを走るのが正解？」

- ① 車道の真ん中 ② 車道の左側 ③ 車道の右側

第 2 問 「自転車で乗っているときに大勢の人が前にいた場合、どうすればいいですか？」

- ① ベルを鳴らす ② 人を避けながら通る ③ 自転車から降りて押しながら歩く

第3問 「過去に自転車で歩行者と衝突した事故で最高どのくらいの賠償金の支払いが命じられたでしょうか？」

- ① 約 100 万円 ② 約 2000 万円 ③ 約 1 億円

第4問 「真っ暗な時にライトを点灯せず、自転車で走るとどのような罪になりますか？」

- ① 口頭注意 ② 5 万円以下の罰金 ③ 自転車の撤収

7月の行事予定



1	月		17	水	小中合同引き渡し訓練
2	火	SC 来校	18	木	金曜日課
3	水	3 年実力テスト	19	金	SL 集会
4	木	金曜日課、7 月テスト(4 教科)	20	土	
5	金	木曜日課	21	日	
6	土	中体連市内大会、中体連東部大会(水泳)	22	月	夏季休業開始、三者面談(3年・ABC)
7	日	中体連市内大会、中体連東部大会(水泳)	23	火	三者面談(3 年・ABC)
8	月		24	水	三者面談(3年・ABC)
9	火	SC 来校	25	木	三者面談(3年・ABC)
10	水		26	金	三者面談(3年・ABC)
11	木		27	土	
12	金	立会演説会	28	日	
13	土		29	月	三者面談予備日
14	日		30	火	
15	月	海の日	31	水	
16	火	SC 来校			

(＊月行事予定の詳細については、ホームページの「お知らせ」からダウンロードができます。)



★★交通安全クイズの答え☆☆



第 1 問:②左側

※自転車で車道を走るときは左側を走ります。歩道で自転車の通行が許可されているときには車道寄りを徐行し、歩行者の妨げになりそうときは一旦停止しましょう。

第 2 問:③自転車から降りて押しながら歩く

※ベルは危険を感じた時以外に鳴らしてはいけません。大勢の人が前にいて通りにくい時には、自転車から降りて押しながら歩くようにしましょう。

第 3 問:③約 1 億円

※過去に小学生が自転車に乗っているときに、女性とぶつかる事故がありました。女性は衝突した影響で体が不自由になってしまい、小学生に約 1 億円の賠償金の支払いが命じられました。賠償金は、一生支払いの義務を逃れることができません。事故を起こさない、事故にあわないためにもルールを守って安全運転を心掛けましょう。

第 4 問:②5万円以下の罰金

※真っ暗な時にライト(前照灯)及び尾灯(又は反射器材)を点灯しないで走ると5万円以下の罰金になります。ほかにも、ブレーキ装置の故障やベルやライトが装着されていない場合も同じように5万円以下の罰金になります。自転車に乗る前に、「ブレーキ、タイヤ、ベル、サドル、ハンドル、反射材、ライト」の点検をしましょう。

★ヘルメットの着用はすべての自転車利用者に対して努力義務になりました。また、携帯電話やスマートフォンを操作しながらの運転や傘さし運転も違反です。どちらも3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等になります。★

